

委員会提出議案第3号

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年11月25日提出

提出者 入間市議会議会運営委員会
委員長 小島清人

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改正に合わせ、議員の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものである。

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。